

## 日専連カードご利用限度額変更申請について

### 【申請に当たって】

変更申請書に必要事項をご記入、“本人確認書類”のコピーを同封の上ご返送ください。  
また、キャッシング限度額の増額または新設をご希望される場合は“資力を証明する書類”のコピーもご同封ください。

### 【必要書類】

1) 本人確認書類一覧 ※限度枠の変更をご希望の方は、必ず下記本人確認書類をいずれか一部ご送付願います。

● 運転免許証を保有されている方

(1) 運転免許証(コピー)\*住所・氏名変更された方は両面とも

● 運転免許証を保有されていない方

(2) 保険証(国民健康保険・社会保険・船員保険・介護保険等)

(3) パスポート

(4) 国民年金手帳

(5) 住民票のコピー又は住民票の記載事項証明書

(6) 印鑑登録証明書

(7) その他官公庁から発行又は発給された書類

※(1)~(4)については写し、(5)、(6)については本通をそれぞれご送付ください。

※(5)、(6)については、6ヶ月以内に作成されたものに限りです。

※印鑑登録証明書以外は氏名・生年月日・住所の記載のあるものに限りです。

※パスポートは、顔写真と氏名・住所等が記載されているページをコピー願います。

※被保険者証、国民年金手帳については、表紙及び番号・生年月日・住所が記載されているページをコピー願います。

弊社登録の住所と上記書類の住所が異なる場合は、現住所が記載されている下記書類をあわせてご送付ください。

① 国税または地方税の領収書または納税証明書

② 社会保険料の領収書

③ 公共料金の領収書(電気・ガス・水道・NHK)

### 2) 資力を証明する書類一覧

※キャッシングの新規設定又は増額をご希望される方は、貸金業法に基づき下記のいずれかの書類(複数可)のコピーを送付願います。

1) 源泉徴収票(最近のもので、氏名・支払金額が記載されえているもの)

2) 確定申告書(最近のもので、氏名・収入金額・所得金額の記載があり、税務署等の受領印が確認できるもの)

3) 給与の支払明細書(直近のもの2か月分+直近1年分の賞与明細)

4) 所得証明書(直近年度分で、収入記載のあるもの)

5) 年金通知書(直近年度分で、氏名及び収入金額または支給金額が記載されているもの)

6) 年金証書(直近年度分)

7) 納税証明書(直近年度分で、発行年月日・発行元・氏名・収入金額が記載されているもの)

8) 青色申告決算書(直近年度分で、税務署受領印のあるもの)

9) 収入内訳書(直近年度分で、税務署受領印のあるもの)

10) 支払調書(最近のもので、氏名・金額が記載されているもの)

## 【ショッピングのご利用限度枠について】

1. 割賦販売法第 30 条により、ショッピングご利用限度額のうち割賦枠の増額につきましては、包括支払可能見込額の 90%の限度内で設定させていただきます。  
なお、包括支払可能見込額は、  
〔年収等－生活維持費(法律で規定)－1年間あたりのクレジット支払予定額〕で算定します。
2. ショッピングの増額は、継続増額と一時増額の2種類ありますが、審査結果に基づきご案内いたします。
3. 年収が年間 103 万円以下の専業主婦の方は、配偶者様の年収、クレジット支払額を必ずご記入願います  
(配偶者様の年収等を合算して包括支払可能見込額を算定いたします)。

## 【キャッシングのご利用限度枠について】

1. 貸金業法第 13 条により、お客様のキャッシングご利用限度枠を含む総お借入額が、年収の3分の1を超えている場合は、キャッシングのご利用を制限させていただきますので、予めご了承ください。
2. 別紙申請書の③ご希望する限度額ご記入にあたってのご注意
  - 1) 現在キャッシング限度額ゼロの方 ⇒ 「新規」を選択してください。
  - 2) 現在キャッシング限度額ゼロ以外の方 ⇒ 「増額」を選択してください。

## 【注意事項】

1. ご提出いただいた書類はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください
2. 割賦販売法及び貸金業法の各法律、弊社審査基準によりご希望に添えない場合、又はご利用限度額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
3. 審査結果につきましては文書による回答のみとなっておりますが、記載内容や提出書類に不備等がある場合は、お電話にてご確認させていただきますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

## ★本件に関するお問い合わせ先

日専連ホールディングス審査課 電話 017-775-3593(平日 9:00~18:00)